

令和5年度
印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業会計予算書

印旛郡市広域市町村圏事務組合

令和5年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-------------|---------------------------|-----|------|----------|-----|
| (1) 用水供給先 | 成田市 | 佐倉市 | 四街道市 | 八街市 | 印西市 |
| | 白井市 | 富里市 | 酒々井町 | 長門川水道企業団 | |
| (2) 年間総給水量 | 22,778,840 m ³ | | | | |
| (3) 1日平均給水量 | 62,237 m ³ | | | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		3,929,864 千円
第1項	営業収益		3,760,959 千円
第2項	営業外収益		157,645 千円
第3項	特別利益		11,260 千円
		支	出
第1款	事業費用		3,785,627 千円
第1項	営業費用		3,683,269 千円
第2項	営業外費用		92,358 千円
第3項	予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 537,175千円 は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,265千円 及び減債積立金 257,513千円 並びに過年度分損益勘定留保資金 249,397千円 で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		174,431 千円
第1項	企業債		49,200 千円
第2項	国庫補助金		49,333 千円
第3項	出資金		56,064 千円
第4項	その他資本的収入		19,834 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	711,606 千円
第 1 項	新 設 工 事 費	168,817 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	127,431 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金	257,513 千円
第 4 項	年 賦 償 還 金	130,077 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金 返 還 金	11,156 千円
第 6 項	他 会 計 出 資 金 返 還 金	6,611 千円
第 7 項	他 会 計 負 担 金 返 還 金	1 千円
第 8 項	予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電磁式水道メーター検定整備委託 (その1)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	66,480 千円
船形分岐地点及び成田市山口供給地点計装設備更新工事	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	262,515 千円
印西市平岡供給地点圧力・流量調節弁更新工事	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	129,382 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道用水供給事業	49,200 千円	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から据置期間を含め 40 年以内において、元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 188,300 千円 |
| (2) 交 際 費 | 60 千円 |

(他会計からの補助金)

第 9 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,623 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,153千円と定める。

令和 5 年 2 月 9 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 北村 新司